2　選挙期日の告示に関する事項
　1により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとした。（第二条関係）
㈠　都道府県知事の選挙にあっては、令和五年三月二三日
㈡　指定都市の長の選挙にあっては、令和五年三月二六日
㈢　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、令和五年三月三一日
㈣　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては、令和五年四月一六日
㈤　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、令和五年四月一八日
3　九〇日特例の規定の取扱いに関する事項
　九〇日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月三一日までの間に満了する場合には、適用しないこととした。（第三条関係）
4　同時選挙に関する事項
　1により行われる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第一一九条第一項の規定による同時選挙とすることとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙については、同条第二項の規定による同時選挙とすることとした。（第四条第一項及び第二項関係）
5　立候補の禁止に関する事項
　1により令和五年四月九日に行われる選挙又は公職選挙法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙等において公職の候補者となった者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域において、1により同月二三日に行われる選挙、同法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙等又は同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等における公職の候補者となることができないこととした。（第五条第一項関係）
6　寄附等の禁止に関する事項
　1の㈠又は㈡により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前九〇日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。（第六条及び第七条関係）
7　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇競馬法の一部を改正する法律（法律第八五号）

（農林水産省）
1　競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し
㈠　競馬活性化計画の目的を「事業の経営基盤の強化を図る」こととすることとした。（第二三条の七第一項関係）
㈡　競馬活性化計画の記載事項として、「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付けることとした。（第二三条の七第二項関係）
2　地方競馬全国協会の業務の追加等
㈠　地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の業務に、都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な支援を行うことを追加することとした。（第二三条の三六等関係）
㈡　協会は、都道府県若しくは指定市町村又は競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができることとした。（第二三条の三六の二関係）
3　地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び延長
㈠　協会が地方競馬の活性化を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、令和四年度までの時限措置とされている畜産振興勘定から競馬活性化勘定への資金の繰入措置を恒久化するとともに、令和四事業年度までの時限措置とされている日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競馬活性化勘定への資金の交付措置の期限を令和九事業年度までとすることとした。（第二三条の四四第一項及び第二項、附則第八条等関係）
㈡　協会が競走馬の生産の振興を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、令和四事業年度までの時限措置とされている日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金の交付措置を恒久化することとした。（第二三条の四四第三項、附則第八条等関係）
4　競馬の円滑な実施を確保するために必要な措置の充実
　日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村が競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときに必要な処分を行うことができるよう、政令委任事項等に「競馬の円滑な実施を確保するため必要な事項」を追加することとした。（第二四条等関係）
5　罰則の強化
　競馬関係者による勝馬投票券の購入又は譲受けに関する罰金を「一〇〇万円以下」から「二〇〇万円以下」に引き上げることとすることとした。（第三三条関係）
6　施行期日
　この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、3㈠（「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に改める部分に限る。）については公布の日、2の㈡、4及び5については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（法律第八六号）（総務省）

1　在外投票に関する事項
㈠　審査に付される裁判官の告示等
(1)　中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）を官報で告示しなければならないこととした。（第五条第一項関係）
(2)　中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないこととした。（第五条の二第一項関係）
㈡　審査人の名簿
　審査には、公職選挙法に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いることとした。（第八条関係）
㈢　投票用紙の調製
　在外投票を行う場合における投票用紙（点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この㈢において同じ。）には、一から一五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないこととし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならないこととした。（第一四条第五項関係）
㈣　在外投票の方式
　審査人は、在外投票を行う場合には、公職選挙法第四九条の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（在外公館等における在外投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて在外公館の長に提出し、又はこれを郵便等により送付しなければならないこととした。（第一六条の四関係）